

被保険者の給付一覧

法定給付 (健康保険法で決められた給付)		付加給付 (当組合独自の給付)
給付の種類	支給要件	給付内容

●病気やけがをしたとき

療養の給付	保険医療機関に保険証を掲出して、病気やけがの療養を受けたとき	保険適用分の医療費の7割 (70歳～74歳の場合) 一般：8割 (健康保険組合から7割/公費から1割) 現役並み所得者：7割	●一部負担還元金 自己負担額から35,000円を控除した額を支給
保険外併用療養費	保険との併用が認められる保険適用外の療養を受けたとき		
療養費	立替払いをしたとき		
高額療養費	1件の療養に関して、1か月に同一の医療機関に支払った額が限度額を超えたとき	自己負担限度額を超えた額 ≫詳しくはこちら	
合算高額療養費	同一世帯内で21,000円以上の自己負担が1か月に2件以上あり、その額を合算すると限度額を超えるとき		
高額介護合算療養費	1年間に医療と介護にかかった自己負担の合算額が限度額を超えたとき	自己負担限度額を超えた額のうち医療にかかった自己負担の比率に応じた額 ≫詳しくはこちら	
訪問看護療養費	訪問看護を受けたとき	看護費用の7割 ※70歳～74歳の給付割合は療養の給付と同様です。	●訪問看護療養費付加金 自己負担額から35,000円を控除した額を支給
入院時食事療養費	入院して医療機関から食事の提供を受けたとき	1食360円を自己負担し、残りを現物支給 ※難病・小児慢性特定疾病患者の負担額は1食260円 ※療養病床に入院する65歳以上は、1食460円、居住費1日320円を自己負担し、残りを支給	
入院時生活療養費	65歳以上の人が療養病床に入院したとき	65～74歳の被保険者が療養病床に入院したとき、標準負担額(食費1食460円、居住費1日320円、負担軽減措置あり)を超えた額	
移送費	歩行が困難な状態で転院などをするとき	健康保険組合が算定する基準額の範囲内の実費	

●病気やけがで働けないとき

傷病手当金	療養のために休職し、給料を受けられないとき	休業1日につき直近12ヵ月間の標準報酬月額平均額÷30×2/3相当額 ●支給期間：支給開始日から1年6ヵ月間	
-------	-----------------------	---	--

●出産をしたとき

出産手当金	出産のために休業し、給料を受けられないとき	休業1日につき直近12ヵ月間の標準報酬月額平均額÷30×2/3相当額 ●支給期間：出産の日以前42日(双子以上の場合)は98日。出産予定日が遅れた場合はその期間も支給)、出産の日後56日間	
出産育児一時金	出産をしたとき	1児につき420,000円 ※産科医療補償制度に未加入の分娩機関で出産したときは404,000円になります。	●出産育児一時金付加金 1児につき30,000円を支給(退職後の出産の場合は対象外)

●死亡したとき

埋葬料	死亡したとき	一律50,000円 ※埋葬料を受け取る人がいない場合は、埋葬を行った人に埋葬料の範囲内の実費を支給	
-----	--------	--	--

被扶養者の給付一覧

法定給付 (健康保険法で決められた給付)			付加給付 (当組合独自の給付)
給付の種類	支給要件	給付内容	法定給付に加えて支給
●病気やけがをしたとき			
家族療養費	保険医療機関に保険証を掲出して、病気やけがの療養を受けたとき	保険適用分の医療費の7割 (小学校入学前の場合) 8割	
* 保険外併用療養費	保険との併用が認められる保険適用外の療養を受けたとき	(70歳～74歳の場合) 一般：8割 (健康保険組合から7割/公費から1割)	
* 療養費	立替払いをしたとき	現役並み所得者：7割	
高額療養費	1件の療養に関して、1か月に同一の医療機関に支払った額が限度額を超えたとき	自己負担限度額を超えた額 ▶詳しくはこちら	
合算高額療養費	同一世帯内で21,000円以上の自己負担が1か月に2件以上あり、その額を合算すると限度額を超えるとき	自己負担限度額を超えた額のうち医療にかかった自己負担の比率に応じた額 ▶詳しくはこちら	
高額介護合算療養費	1年間に医療と介護にかかった自己負担の合算額が限度額を超えたとき	自己負担限度額を超えた額のうち医療にかかった自己負担の比率に応じた額 ▶詳しくはこちら	
家族訪問看護療養費	訪問看護を受けたとき	看護費用の7割 ※小学校入学前・70歳～74歳の給付割合は家族療養費と同様です。	
* 入院時食事療養費	入院して医療機関から食事の提供を受けたとき	1食360円を自己負担し、残りを現物支給 ※難病・小児慢性特定疾病患者の負担額は1食260円 ※療養病床に入院する65歳以上は、1食460円、居住費1日320円を自己負担し、残りを支給	
* 入院時生活療養費	65歳以上の人が療養病床に入院したとき	65～74歳の被保険者が療養病床に入院したとき、標準負担額(食費1食460円、居住費1日320円、負担軽減措置あり)を超えた額	
家族移送費	歩行が困難な状態で転院などをするととき	健康保険組合が算定する基準額の範囲内の実費	

●出産をしたとき

家族出産育児一時金	被扶養者が出産をしたとき	1児につき420,000円 ※産科医療補償制度に未加入の分娩機関で出産したときは404,000円になります。	●家族出産育児一時金付加金 1児につき30,000円を支給 (退職後の出産の場合は対象外)
-----------	--------------	---	---

●死亡したとき

家族埋葬料	被扶養者が死亡したとき	一律50,000円	
-------	-------------	-----------	--

* 「保険外併用療養費」「療養費」「入院時食事療養費」「入院時生活療養費」が被扶養者に支給される場合は「家族療養費」として支給されます。

※75歳以上の人は後期高齢者医療制度に加入するため、健康保険組合から保険給付が行われることはありません。